

## 2-1. 申請する山の地目が「山林」の場合

伐採前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」が必要となります。

※上記の届出書は補助申請申込時に当組合へ提出していただきます。

◎申請後、最短1か月で久万高原町から申請者のご自宅に届出受理通知が届きます。

通知に作業許可期間が記載されていますので、許可期間内に作業してください。

## 2-2. 申請する山の地目が「保安林」の場合

久万高原町へ提出する詳細な書類の提出が必要となります。

※書類の作成は当組合が代行します。その際には別途料金がかかります。

★手数料(1件あたり)	組合員	3,240円
	非組合員	5,400円
★登記情報料(1筆あたり)		450円

◎申請には作業道をどのように入れるかを示した図面の添付が必要となります。

おおよそでも構いませんので、どのように作業道が入る計画か決定の上お手続きください。

◎無届伐採には罰則等が設けられていますので伐採前または作業道を開設する前に必ずお手続きください。

◎申請後、1~2か月で久万高原町から申請者のご自宅に届出受理通知が届きます。

通知に作業許可期間が記載されていますので、許可期間内に作業してください。



## 3. 作業実施・完了報告

許可期間をご確認の上、作業の実施をお願いします。

作業期間は1年間となっていますが、間に合わない場合は延長できますので期間が切れる前にご相談ください。

◎作業が完了しましたら、お電話で構いませんので完了のご報告をお願いいたします。

※ご連絡がない場合は補助金の申請をすることが出来ません。必ずご報告ください！



## 4. 現地検査・補助申請・補助金精算

完了報告受付後、久万高原町と当組合が現地検査を行います。立会は必要ありません。

問題なければ当組合から久万高原町に補助金の申請をし、申請者の方に補助金をお支払いします。

◎補助金精算に関する案内は郵便はがきにて行っております。

◎現地作業が完了していても補助金の精算まで数か月かかります。



○お問い合わせ○

〒791-1201愛媛県上浮穴郡久万高原町久万265番地3

久万広域森林組合 活性化センター

電話:0892-50-0075 ファックス:0892-50-0081